

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『14 訂補訂版 労働・社会保険の手続マニュアル』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、皆様に謹んでお詫び申し上げます。

記

■本書 181 ページ

「11 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」記載ポイントについて

(誤)

☞令和2年12月25日より、申請書の押印が不要になりました。

(正)

☞令和2年12月25日より、事業主経由での申請の場合は、申請書の押印が不要になりました。ただし、被保険者個人が申請する場合は、「申請者氏名欄」の押印は不要ですが、記載事実誤りのないことを証明する「事業主氏名」欄の押印は引き続き求められます。

■本書 402 ページ

「2 雇用保険事業主事業所各種変更届」記載ポイントについて

(誤)

☞令和2年12月25日より、申請書の押印が不要になりました。

(正)

☞令和2年12月25日より、申請書の押印が不要になりました(登録印はこれまで通り必要です)。

■本書 435 ページ

「3 雇用保険適用事業所設置届」記載ポイントについて

(誤)

☞令和2年12月25日より、申請書の押印が不要になりました。

(正)

☞令和2年12月25日より、申請書の押印が不要になりました(登録印はこれまで通り必要です)。

※行政手続における押印の見直し方針につきましては、内閣府のホームページに公表されていますので、ご確認ください(下記 URL 参照)。「押印を存続する手続(令和3年3月31日)」についてもご覧いただけます。

■内閣府「書面規制、押印、対面規制の見直し・電子署名の活用促進について」

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html